

# 目 次

○第1号（7月3日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
町長挨拶.....	3
開会・開議.....	3
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	3
日程第 2 会期の決定.....	4
日程第 3 議案第32号 平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び 復温除湿設備設置工事請負契約の締結について.....	4
町長挨拶.....	15
閉 会.....	16

# 平成25年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

---

平成25年7月3日（水曜日）

## 議事日程 第1号

平成25年7月3日（水曜日）午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第32号 平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置  
工事請負契約の締結について

（提案・質疑・討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	飯島衛君	2番	金谷重男君
3番	岩崎信幸君	4番	平形薫君
5番	山畑祐男君	6番	栗田俊彦君
7番	宇都宮敬三君	8番	馬場周二君
9番	石倉實君	10番	小池春雄君
11番	岸祐次君	12番	小林一喜君
13番	神宮隆君	14番	齋木輝彦君
15番	南雲吉雄君	16番	近藤保君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	森田潔君
財務課長	小淵莊作君	教育委員会事務局長	大澤弘幸君

事務局職員出席者

事務局長	大井隆雄	主任	青木史枝
------	------	----	------

議長（近藤 保君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回吉岡町議会臨時会の開会に当たり、町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

## 町長挨拶

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。

臨時議会開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

このところ、ようやく梅雨らしい日も見られるようですが、心配される水不足は幾らか解消されたのでしょうか。これから梅雨末期の大雨によって災害が発生しなければよいがと心配をしているところでもあります。とかくこの時期は変わりやすい天気です。どうか健康には十分気をつけてほしいと思っております。

さて、6月定例会が閉会してまだ日も余りたっていないうちの臨時会開催にご理解をいただきまして、まことにありがとうございます。心よりの感謝を申し上げます。

本臨時会には、吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置工事の請負契約の締結についての議案1件を上程させていただきました。ぜひとも議決いただきまして、中学校の夏休みの期間を最大限に活用してスムーズな工事の進捗に努めたいと考えているところであります。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようによろしくお願いを申し上げます。どうか皆様のご理解とご協力を切にお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話さまになります。

## 開会・開議

午前9時00分開会・開議

議長（近藤 保君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回吉岡町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により会議を進めます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（近藤 保君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番小林一喜議員、13番神宮 隆議員を指名します。

## 日程第2 会期の決定

議長（近藤 保君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日限りと決定します。

## 日程第3 議案第32号 平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置工事請負契約の締結について

議長（近藤 保君） 日程第3、議案第32号 平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第32号 平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1つ、契約の目的ですが、平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置工事です。

2つ目といたしまして、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

3つ目といたしまして、契約金額は、9,901万5,000円。

4番目といたしまして、契約の相手方は、小野里工業株式会社です。

その他詳細につきましては、教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） それでは、議案第32号 平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置工事請負契約の締結について、町長の補足説明を申し上げます。

本件の入札につきましては、平成25年6月27日午前9時より指名競争入札により、予定価格事前公表のもと、入札参加業者11社により入札が執行されました。参加した業者名については、3枚目にあります別紙の入札執行調書を参考にござんていただきたいと思っております。

入札の結果、落札金額は9,430万円で、小野里工業株式会社が落札いたしました。これに消費税5%の471万5,000円を加えた9,901万5,000円の契約金額で、2枚目にあるとおり、前橋市下小出町一丁目1番地12の小野里工業株式会社、代表取締役、小野里 仁と仮契約を締結したところであります。

仮契約書におきましては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときは、この契約は地方自治法第234条第5項に規定する契約とみなし、審議に従って誠実にこれを履行するものとなっております。

次に、工事の概要ですが、参考資料の4枚目にある図面をござんていただきたいと思っております。右下の隅に図面番号でA-06とありますが、吉岡中学校の配置図となっております。この図面ですと、左側が北となっております。左側から北校舎、中校舎とありまして、黄色で囲った部分が今回の施工エリアである南校舎となっております。

続きまして、2枚を飛ばしていただきまして、A-23という立面図をござんていただきたいと思っております。この立面図にあります、下が1階、上が2階となって……失礼しました。下が北側立面図で、上が南側の立面図ですけれども、これの1階と2階のサッシ窓、そして次のページにあります、A-24ですが、左側にありますけれども、1階の生徒用の玄関のサッシドア、これを今回全て防音サッシに取りかえます。

続いて、2枚はぐっていただきまして、最後のページから2枚目、空調設備図なのですが、M-05とM-06がありますけれども、まずM-05が1階の平面図となっております。上が北になっております。右側から用務員室、印刷室、職員室、校長室、保健室、会議室、コンピューター室等のエアコンの配置図になっております。復温除湿という言葉がちょっと防衛のほうの用語なのですが、要するにエアコンということです。このエアコンの配置図が、このM-05とM-06になっております。このエアコンは天井取り付けで、個別に温度管理ができる個別空調となっております。室外機は南校舎の北側に設置いたします。M-06は2階の空調の配置図になっておりまして、2階は第1、第2音楽室と図書室のエアコンということで、配置図になっております。

このほかに、外壁及び内装工事、そして屋上防水工事も実施いたします。

工期につきましては、議決の日から平成26年1月25日までを予定しております。なお、この工事につきましては、防衛省の補助事業となっております。防音サッシ取り付けやエアコン類につきましては、10分の10の補助となっております。これは全体工事費の約70%です。残りの30%は外壁や内装改修、屋上防水などの単独分の工事費の割合となっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（近藤 保君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） 契約書に解体工事に要する費用などということで、別紙のとおりというふうにありますけれども、この別紙、その別紙はどう見たらいいのですか。

それと、もう1点、これで電気料というのは、実際には年間どのくらいかかるものなのか。そして、またそれぞれ、今エコが叫ばれている時代ですけれども、機種によって電気料も随分違って来るかと思うのですけれども、そういう中で、設置工事というのは、ただ何でもつけばいいというんじゃなくて、恐らくその辺の検討も十分にされていると思うのですけれども、その辺はどうであったのか。メーカーとかそういうのは構わず、ただ金額でおさまればいいというんじゃなくて、そういう中で最小限に電気代を抑えられるメーカーというのですか、のものを選定をしているのだというふうに思いますけれども、その点についてはどうか。

それと、11社が入札に指名参加しましたがけれども、本当に私が見て、この中で競争入札の原理が働いているのかどうかというのが見てとれるのですけれども、11社入ってまして、その中の差額が最大で11社あって28万円。同じようなところ、同じような札が入っているということは、これは町では直接関係ないにしても、業者の中ではどうもこれは一定の談合でもあったのではないかというふうに見てとれます。それらについてのまじく見解をお尋ねしたいと思います。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） まず、解体処分費ですが、これは契約書の、これは議会に出させていただいているのが契約書の一番頭紙といいたししょうか、表の部分なのですが、そのところで解体処分費というのが、別紙ということで附属図書類がついておりまして、そちらのほうで記載があるということでもあります。その金額については、ちょっと今は資料

的に持ち合わせていないのですけれども、そういったことで契約書には別紙のとおりなのですが、この附属書類の中でうたわれているということでもあります。

それから、電気料の件なのですが、ご承知のように、防衛のほうで電気料の補助ということで制度がありまして、明治小学校と吉岡中学校が該当になっておりまして、北関東防衛局のほうから毎年電気料補助ということで、その防衛に関する部分の電気料ですので、空調設備に要する電気料について、全額ではないのですけれども、補助が出ております。

小池議員のご指摘なされるとおり、電気料については学校のほうも非常に注意をしております、デマンドコントローラーというような機械を設置いたしまして、ある一定量電気料がかかると、警報音を鳴らすという、そういった機器を各学校設置しております、生徒の健康状態を見ながら電源を落とす、電気を切るような形で常に心がけておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

それから、入札の関係の落札比率が高いというようなことですが、これにつきましては、積算基準が公表されているということでありまして、企業側も非常に高い精度で積算しているというふうに考えております。この積算基準については、国及び県の基準に基づいております、この積算基準については毎年工事のモニタリング、あるいは毎月調査している建設資材の単価などを反映しているということで、透明性・公平性は保たれているということでもあります。そういったことをご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） まず、その別紙のとおりというのは、これは実際なら幾らかかるものだから、だってその、わからなければ、だって、建築工事に幾らかかって、解体に幾らかかるのか、全くわからないじゃないですか。それと、込みだから一緒というんじゃなくて、それは少なくとも、解体にはこのぐらいかかって、その設置工事にはこれだけかかると、それを出さなきゃうそですよ。これちゃんと出してください。検討にならないでしょう。

それと、電気料が補助があるといっても、それはあくまでも補助ですから、そうしますと、町の当然負担分というのがあるのですから、そうすると、その中で、普通家庭なんかでも機械を選定するときというのは、こういう時代ですから、なるべく電気料を使わない、いわゆるエコな機種を選ぶと思うんですよ。機種によって随分違います。電気使用量がね。そういう中で、設計の段階では、じゃあ実際にこの入札のときに、町とメーカー、メーカーは全く構わずとかどうなのですか。恐らくただその、いわゆるこれは冷やせる容量ですか、それだけの計算なのですか。それとも、一定の基準があって、その中にはまる、いわゆる何ていうのですかね、容量であったり、効率であったりする仕様書というのがありま



すよね。その辺というのが全く見えてこないのですけれども、ただ設置をすればいいじゃなくて、やはりそれがいかにエコであって、後のメンテナンスであったり、保証であったり、そういうものがどうであるかということが見えてこないんですよ。

その部分についてお尋ねをしているわけなのですけれども、最後の、それは当然何の工事でもそうですよ。入札の、いわゆる入札調書ですね。札を入れた額が余りにも近いのではないかということなのですけれども、それについて、先ほどの答えだと、それが出ている、こういうものだというのが出ているので、ほぼ同じになるというようなことなのですけれども、こういう工事というのは、ものによりますと随分違ってくるんですよ。だから、どこでそれを設けるか、設けないかというのもありますから、そういう中で9,900万円、1億ちょっと割る額なのですから、その中での28万円というのは、余りにも差がなさ過ぎるような気がするのですけれども、町がそれでいいんだんべという考えならば、それはそれでいいのでしょうかけれども、私はあんまり、もう少し差があってもいいと思うんですよ。見る限りに、競争入札ですから、どうもその競争入札、競争の原理が十分に働いているというふうには見えないんですよ。そのところ、その辺はどういうふうな受けとめているかです。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） それでは、最初の機種を選択に関してのご質問につきまして、お答えさせていただきたいというふうに思いますけれども、設計に当たっては、どこかのメーカーを決めて、それで設計をしているわけではございませんで、当然冷房の能力ですとか、そういったことでまず設計上はそういうふうな形で設計をするわけでございます。

それで、これからどういう機種を入れるかというのは、当然今度は落札業者が決めてくるわけでございまして、その中で、例えば空調メーカーはいろいろあるわけでございますけれども、このメーカーの機種を入れるという、入れたいというような、そういうふうな形になってくるのが一般でございます。ですから、まず設計のときに、どここのメーカーのものということで設計するということは、まずないということでございます。

ですから、落札業者が今度はどこのメーカーのものを入れたいとあって、一応そういうような形で承認願というような形で出てくるわけでございますから、それで発注者側がそのメーカーで入れるよというような形で当然承認をする、そんな形になるわけです。

ですから、くどいようでございますけれども、まずはこのメーカーのもので設計するというふうな形は、余り一般的にはとらない、そういうことです。ですから、サッシだとか、そういったものにつきましても、当然ある程度規格はあるわけですから、この規格のもので、それで今度は落札業者がそれぞれの材料をいろんなメーカーのところから入れて

くるわけでございますから、それに対してこの製品を取りつけるのでいいかということで承認を求めてきます。それに対して、こちらのほうがそのメーカーでよければそれでいいよと、こういうふうな形になるのが一般でございますので、そういう形で今回もやっていると、そういうことでご理解をいただければということです。（「教育長、もう1点。28万円しか、その件について」の声あり）

それから、先ほども局長が申し上げましたとおり、事前に予定価格を公表しております。そこで、多分今は単価等につきましては、全部公表されております。それから、建築物については見積部分が多いわけですが、多分こちらから見積もりしたものを、業者が今度は積算に当たって見積もりするときは、当然そういうメーカーからまた見積書をとって、それで積算する、見積もりをする、こちらは物価版にないもの、あるいは積算資料にないものにつきましては、それぞれのメーカーから見積書を徴取して設計するわけです。業者は業者で、今回は見積もりに当たっては、単価にないものにつきましては、同じような形でメーカーから見積書を徴して、やはり見積もりをする。そういう形になりますから、相当こちら側の積算の精度に近いような形で、業者のほうも多分見積もりをしてくるのではないかなと。あとは経費の問題でございますから、経費をどういうふうにするかという、そこで多分差が出てくるのではないかなと、そんなふうに思っております。

それで、当然その予定単価を町長が決めるわけですが、単価につきましては、当然、実勢価格というのですかね、実際にやれる価格で町のほうが予定価格を決めるわけでございますけれども、その決めるに当たっては、当然今品確法、要するに公共工事の品質確保の促進に関する法律というのがございまして、できるだけ当然経済性には配慮しなければならないのですけれども、その価格以外の多様な要素も考慮して、価格とか品質の総合的にすぐれた内容のものが工事でされるんだと、そういうふうなことも確保されなければならないと、そんなことも法律で出されておまして、最近ではまた、一番最近で言えば、23年の8月でございますけれども、公共工事の入札及び契約の適正化の推進というような形で、総務大臣と、それから国交大臣から出されておるわけでございますけれども、ダンピング対策の強化ですとか、予定価格の適切な設定と、要するに、だから予定価格の適正な価格で落札させるようにと、入札には当然、入札には考え方があるわけですが、そういうような形も出されておりますので、考え方によれば、予定価格に極力近くなっておるわけでございますけれども、発注者、発注した私とすれば、適正ではなかったのかなと、そんなふう考えております。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。（「別紙の答えがないよ」の声あり）

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） そうすれば、ちょっと別紙、別紙というか、ちょっとお時間をいただきまして、つくってまいりたいと思いますけれども、調べてまいりたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

議長（近藤 保君） そのようにお願いします。ほかにございませんか。

神宮議員。（「資料を出させて」の声あり）

事務局長、すぐできますか。（「ちょっとお時間いただいてよろしいですか」の声あり）

それでは、休憩します。10分休憩します。

午前9時25分休憩

午前9時38分再開

議長（近藤 保君） 会議を再開します。

教育委員会事務局長、説明をお願いします。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 済みませんでした。ただいまお配りした資料は、別紙ということで、2枚になっているのですが、何ていうのですかね、解体工事に要する費用等というのが表で、その裏面で、再資源化等をするための施設の名称及び所在地ということで、裏表になっているものなのですけれども、コピーする関係で2枚になってしまいました。ということで、解体工事に要する費用60万円、それから特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用ということで54万5,000円ということで計上されております。以上です。

議長（近藤 保君） 小池議員。

〔10番 小池春雄君発言〕

10番（小池春雄君） ちょっと先ほど私は、質問に対して教育長が答えていましたけれども、ちょっと違和感を感じるのですけれども、教育長という立場でその請負契約のほうに対して、教育長という立場で回答するということは、私はちょっと違和感を感じるのですけれども、その責にある人ですか。ということをも確認しておきます。教育長としてね。どうも所管が違うような気がするのですけれども。事務局長がいて、それで教育長がその入札のほうまで関係してきちゃうということになると、教育委員会行政というものは、本当にそういうことでもいいのかということがありますので、そこは確認しておきます。これでいいんだということであれば、その回答は受け入れますけれども、その確認をしっかりとしておきます。

それと、これはもう当然なのですから、その解体工事に関する費用は、これでおお

むねわかりましたけれども、先ほどの、実際にはその、いわゆる冷房の設置工事ですから、そうすると当然、普通一般的な家庭で見ても、どこのメーカーだったら電気の消費量はどうかよと、また値段もどうかよと、またいわゆる、私はさっきも質問しているのですけれども、答えがなかったのですけれども、機械のその保証であるとか、ありますよね。そういうことが、だからメーカーによっても随分違うと思うのですけれども、いわゆるその後のメンテナンスであったり、そういうことも当然起こり得るわけですから、そういうところがどうなっているのか、全く見えないんですよ。

だから、そういう中で、ただ構わず、工事を出したからもういいんだじゃなくて、その中のものの、いわゆるさっき言った効率であるとか、電気代であるとか、メンテナンスであるとか、いわゆる、つけば何でもいい、一流でも三流でも何でもいいんだという考えじゃないんだと思うのですけれども、いま一つその辺が見えてこないんですよ。町が出す以上は、いわゆるその効率がよくて、値段がそれなりに高くなくて、そして故障が少なくて、いざその故障になったときのそのメンテナンスがどうなっているか。恐らくこれもつければ10年や20年使うものだと思うんですよ。20年はどうかわかりませんが、最低でも10年、15年ぐらい使うものだと思うんですよ。そういうところをちゃんと考慮して、本来はいろんなものを発注するんだと思うのですけれども、一流から、物は三流、四流までありますけれども、聞いていると、どうもその辺がはっきり定まっていない。聞こえてこないのですけれども、それらについて教育長の見解と、教育委員会事務局長の回答をまず得たいと思います。3回になっちゃうと終わっちゃうのですけれども。

議長（近藤 保君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） 先ほどの私の答弁、小池議員さんの質問に対してどうだったのかという、そういった趣旨のご質問だったと思いますけれども、教育長に委員会から委任されている事項については法律で決まっておるわけですが、たまたま今回、教育委員会が所管で発注するという、そういうことがあったものですから、私のほうから少し発言させていただいたと、そういうことでございまして、答弁が適切だったかどうかということに関しまして、ちょっと考えさせていただきたいというふうに思っております。

それから、以下の質問につきましては、局長のほうから答弁させます。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） エアコン類、あるいはサッシ類なのですけれども、これは防音2級工事ということで、防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書ということで、防衛省の

ほうで示している基準というものがあまして、それが事細かに設定をされております。防音2級ということで、内外の音圧レベルの差が30デシベルということで指定をされております。そんな指定もあまして、あるいは吸気・排気、そういったところもこの仕方書で指定をされております。そういった一つ一つが防衛省のほうで指定をされているものでございますので、それらの基準に合致したものを設備なり、あるいはサッシ類なりを入れるということで定められておりますので、こちらの基準に基づいて設置をしたいと考えております。

それと、あと瑕疵担保の件なのですが、それぞれ機械設備には保証期間というものがあると思います。また、建物においても、住宅の品質確保の促進等に関する法律ということで、補修または損害賠償の請求を行うことができる期間ということで載っております。そういったことで、それらに基づいて対処していきたいと、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 今回の中学校の南校舎の工事なのですが、当初予算では1億4,700万円余りの計上になっておりまして、1億円以下で、9,900万円ということで、安い安いので、いいのしょうけれども、その差額、4,800万円余り、これだけの差額が出ています。当初予算での予算の計上が過大予算計上のように思えるのですが、その当初予算での計上の方法というのはどんなようなあれでやれたのでしょうか。5,000万円近いその差額が出ておりますよね。その辺のところを教えてくださいたいと思います。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 当初予算を立てたのが、去年の、入力的には去年の11月に入力して、その後、町長査定とかを経てということで、主に12月に当初予算を策定するというので、去年のです。それで、その後、北関東防衛局のほうと詳細にわたり協議をいたしまして、北関東防衛局のほうからもいろいろと指導をいただきまして、その結果として今回のちょっと差が出てしまったのですが、金額になったのですが、そういったことで当初予算についてはなるべく精査して入力するのが本当なのですが、そのように努力したつもりですが、結果的に防衛との協議の中でこういったことになったということで、非常に概算的な当初予算ということに結果的になったのですが、そういったことで協議の中でそうなったということをご理解をいただけたらと思います。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 安くなったのはいいけれども、ちょっと差額が大きいような感じがいたしますので。

それから、今回の場合、9,900万円、当然国庫支出金、補助金ですよね。それから地方債だとか一般財源、この辺のところの比率は当初予算と同じような比率で算出するのか、一般財源のほうも当初予算の場合は975万円も計上されておりますけれども、その辺の計上はどのようなあれで今回についてはどうなのか教えていただきたいと思っております。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 歳入につきましても、入力が12月でございましたので、歳出に連動しているわけですし、それで今回、大分金額が減りましたので、結局その防衛の補助対象がありますので、それも減るわけですので、歳入のほうも減ってくるという形になります。最終的には実績報告を上げて確定するわけですが、この当初予算から比べると、減額、減ってくるというふうに考えられます。

議長（近藤 保君） 神宮議員。

〔13番 神宮 隆君発言〕

13番（神宮 隆君） 一般財源のほうも同じ率で減るという考えでよろしいでしょうか。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） 比率的には全体的に一般財源も国庫補助も同じような比率で減ってくるという形になります。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 先ほど小池議員からもご指摘がありましたけれども、この入札結果については非常に近い数字がずらっと並んでいて違和感を覚えるのですが、それなりの方法でやられたんだというふうに思っておりますが、やはり同じような質問になりますけれども、例えば省エネ対応とか、そういった詳細が防衛省のほうのそういう一つの基準があるというふうなことですが、いろんな機器について、その説明というか、業者説明の段階で、あるいは先ほど言いましたような省エネ対応とか、そういった文言というものの説明は業者のほうにはしてあるのでしょうか。機器対応について。

議長（近藤 保君） 大澤教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） この工事が防音ということがメインになっておりまして、結局防衛省の補助事業ということで、防音の事業ということでありまして、防衛省の仕様書のほうにも、防音関係の材料だとか性能だとか、そういったものは載っておりまして、その省エネについては、防衛のほうの記述のほうには特には載っていないわけです。ただ、議員ご指摘のとおり、そういった省エネについても、なるべく反映させるような形で協議の中で話はしていきたいとは思いますが、この防衛省の標準仕様書というのが基本になるということをご理解をいただけたらというふうに思っております。

議長（近藤 保君） 金谷議員。

〔2番 金谷重男君発言〕

2番（金谷重男君） 業者に対する事業説明の中で、いろんな細かいところまで説明されると思うのですが、特に冷房関係については、そういった説明をされるんだというふうに私は思うんですね。そういった意味で、またここに説明が出された図面の中では、見取れないものもありますので、詳細設計等、また見せていただけないかというふうなことができるでしょうか。後ほどということ。そういう希望があればいつでも対応してもらえるのでしょうか。

議長（近藤 保君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 大澤弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（大澤弘幸君） そうすれば、防衛省の標準仕様書を、公表されているものでございますので、そちらのほうを見ていただければというふうに考えているのですが、よろしくお願いたします。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） それでは、質問します。

この工事で指名競争入札ですが、そういうことで11社が指名されておりますけれども、その11社を指名するに至った経緯について、このようなことから、例えば地元の業者をこうすることで選んだという、その経緯について質問します。

それから、もう1点、先ほど予定価格を公表していますよということで、すなわち予定価格を公表している関係で、余り差のない28万円というのが、その入札金額に算入されているのだと思いますけれども、その入札の予定価格は幾らで公表されているかお尋ねをいたします。

議長（近藤 保君） 財務課長。

〔財務課長 小淵莊作君発言〕

財務課長（小淵莊作君） 岸議員さんの業者選定についてのその経緯というか、ということについてのご質問でございますけれども、入札審査委員会において、業者、これは建設工事になりますけれども、点数がございまして、その中でAランクの業者ということで選んでいるわけでございますけれども、町内業者2社を選定してございます。そのほか、当然先ほどのAランクという中で、近隣の渋川なり前橋の業者を選定させていただきました。

それと、予定価格の金額でございますけれども、予定価格の金額が9,459万円、これは消費税抜きでございます。以上です。

議長（近藤 保君） 岸議員。

〔11番 岸 祐次君発言〕

11番（岸 祐次君） すなわち予定価格9,459万円というのが公表されているんですよ、ということで、最大限の、一番上の方が9,458万円というのが入札されているんですよということで理解すればいいんですね。はい、了解です。

議長（近藤 保君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） それでは、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（近藤 保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより表決に入ります。

議案第32号 平成25年度吉岡町立吉岡中学校南校舎防音改造及び復温除湿設備設置工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近藤 保君） 起立多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成25年第2回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

## 町長挨拶

議長（近藤 保君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。



本日は、議案1件を上程させていただきましたが、可決をいただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

何かと天候が変わりやすい時期です。議員皆様には健康には十分気をつけて、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。

## 閉 会

議長（近藤 保君） 以上をもちまして、平成25年第2回吉岡町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前9時58分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 近 藤 保

吉岡町議会議員 小 林 一 喜

吉岡町議会議員 神 宮 隆